

平成十八年法務省令第五十七号	
刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則	
成十七年法律第五十号の規定に基づき、及び同法を実施するため、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行規則を次のように定める。	
目次	
第一章	総則（第一条～第八条）
第二章	収容の開始（第九条・第十条）
第三章	処遇の態様（第十一条）
第四章	起居動作の時間帯等（第十二条・第十三条）
第五章	物品の貸与等及び自弁（第十四条～第十七条）
第六章	金品の取扱い（第十八条～第二十三条）
第七章	保健衛生及び医療（第二十四条～第三十二条）
第八章	書籍等の閲覧（第三十三条・第三十四条）
第九章	規律及び秩序の維持（第三十五条～第四十二条）
第十章	矯正処遇の実施等（第四十三条～第六十五条の二）
第十一章	外部交通（第六十六条～第八十四条）
第十二章	賞罰（第八十五条～第九十条）
第十三章	釈放及び死亡（第九十一条～第九十四条）
第十四章	労役場及び監置場（第九十五条～第九十九条）
第十五章	雑則（第九十一条～第九十八条）
附則	
第一章　総則	
（趣旨）	
第一条　この規則は、刑事施設及び被収容者の処遇に関する法律（成十七年法律第五十号。以下「法」という。）の規定による委任に基づく事項その他法の施行に必要な事項を定めるものとする。	
（刑事施設視察委員会の名称）	
第二条　刑事施設視察委員会（以下「委員会」という。）の名称は、視察委員会という文字にその置かれる刑事施設の名称を冠したものとする。	
（委員長）	
第三条　委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。	

3	2	2	2
委員長は、委員会の会務を総理する。	委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。	委員会の会議は、委員長が招集する。	委員会の会議は、委員長が定める。
(委員会の議事)	(委員会の庶務)	(委員会の庶務)	(委員会の庶務)
委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。	前二項に定めるものほか、委員会の議事に関し必要な事項は、委員会が定める。	委員会の庶務は、その置かれる刑事施設の庶務課において処理する。	委員会に対する情報の提供
第五条	第六条	第六条	第六条
委員会の庶務は、その置かれる刑事施設の庶務課において処理する。	刑事施設の長は、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、刑事施設に関する次に掲げる事項について、刑事施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。	刑事施設の長は、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、刑事施設に於ける次に掲げる事項について、刑事施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。	刑事施設の長は、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、刑事施設に於ける次に掲げる事項について、刑事施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。
一 敷地及び建物の概況	二 収容定員及び収容人員の推移	三 職員定員及びその充足の状況	四 参観の許否の状況
八 自弁の書籍等 (書籍、雑誌、新聞紙その他) の文書図画 (信書を除く。) をいう。以下同じ。) の閲覧の禁止又は制限の状況	五 法第四十条の規定による物品の貸与及び支給並びに法第四十一条の規定による自弁の物品の使用又は収取の許否の状況	六 被収容者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況	七 宗教家による宗教上の儀式行事及び教説の実施の状況
九 規律及び秩序を維持するために執つた措置の状況	十 民間の篤志家、関係行政機関その他の者による受刑者の待遇に関する協力の状況	十一 矯正処遇等 (矯正処遇及び法第八十五条第一項の規定による指導をいう。以下同じ。) の実施の状況	十二 法第六百六第一条の規定による支援の実施の状況
十三 被収容者による面会、信書の発受及び法第一百四十六条第一項に規定する通信の許否、禁止、差止め又は制限の状況	十四 懲罰の科罰の状況	十五 審査の申請、再審査の申請、法第六十三条第一項又は法第六十五条第一項の規定に	
十六 仮釈放及び仮出場を許すべき旨の申出の状況	十七 刑事施設の運営の状況に相当程度の変更があつた場合	十八 委員会から刑事施設の運営の状況について説明を求められた場合	十九 委員会の意見を受けて措置を講じた場合
第十七条	第十八条	第十九条	第二十条
刑務官は、次に掲げる者のうちから指定する。	刑務官の階級	法第三十三条の規定による告知を行う際には、同条第一項第六号及び第八号から第十一号までに掲げる事項については、刑事施設の職員により、その概要を口頭で説明するものとする。	第二章 収容の開始
二 刑事施設の長	二 刑事施設の職員 (刑事施設の長を除く。) であつて、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第四イ公安職俸給表(二)の適用を受ける法務事務官	法第三十三条第二項の書面は、居室(被収容者が主として休息及び就寝のために使用する場合)には、その都度、被収容者に対し、変更された内容を書面で告知しなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。	(収容開始時の告知の方法等)

（識別のための身体検査の方法）

第十一条 法第三十四条第一項の規定による検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 顔写真の撮影

二 身体の特徴の見分

三 指紋の採取

四 手の静脈の電子計算機の用に供される画像情報の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）による採取

第三章 処遇の態様

（法第三十五条第一項に規定する法務省令で定める場合）

第十二条 法第三十五条第一項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 運動、入浴又は面会の場合

二 健康診断又は治療の場合

三 前二号に掲げる場合のほか、居室において行うことが困難な処遇を行う場合

第四章 起居動作の時間帯等

（起居動作の時間帯）

第十三条 法第三十八条第一号に掲げる時間帯は、次の各号に規定する時間帯について次に掲げる基準に従い定めるほか、居室に在室していることを確認するための点検の時間帯について定めるものとする。

一 食事の時間帯は、朝食については午前六時三十分から午前八時三十分までの間で、昼食については午前十時から午後一時までの間で、夕食については午後四時から午後七時までの間で定めること。

二 就寝の時間帯は、午後九時から翌日の午前八時までの間で、連続する八時間以上の時間帯を定めること。

三 運動の時間帯は、午前七時から午後五時までの間で定めること。ただし、居室内において運動を行う機会を与えるときは、午前七時から午後七時までの間で定めることができること。

四 入浴の時間帯は、午前七時から午後九時までの間で定めること。

法第三十八条第二号に掲げる時間帯は、次に掲げる基準に従い定めるものとする。

一 矯正処遇等の時間帯は、午前七時から午後七時までの間で定め、矯正処遇等を行う時間が六時間を超えるときは、その途中に、二十分以上の休憩の時間帯を定めること。

二 余暇に充てられるべき時間帯（以下「余暇時間帯」という。）は、矯正処遇等を行う日においては、二時間以上の時間帯を定めるこ	3 法第三十八条各号に掲げる時間帯は、受刑者について、作業の性質、製造作業に係る製品の納期限その他の事情から必要があるときは、前二項各号に掲げる基準によらないで定めることができる。（余暇活動の援助）
は、次項に定めるところによるほか、運動競技その他の複数の被収容者が共同で参加することができる活動の企画、刑事施設に備え付けた書籍等、運動器具、遊具その他の物品の貸与その他余暇時間帯等（受刑者にあつては余暇時間帯をいい、その他の被収容者にあつては食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯以外の時間帯をいう。以下同じ。）における活動を行ふの内容に照らして相当と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。	は、次項に定めるところによるほか、運動競技その他の複数の被収容者が共同で参加することができる活動の企画、刑事施設に備え付けた書籍等、運動器具、遊具その他の物品の貸与その他余暇時間帯等（受刑者にあつては余暇時間帯をいい、その他の被収容者にあつては食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯以外の時間帯をいう。以下同じ。）における活動を行ふの内容に照らして相当と認めることにより行うものとする。

第五章 物品の貸与等及び自弁	（室内装飾品の貸与等）	2 受刑者には、法第四十一条第一項第二号及び第六号に掲げる物品は、法務大臣が定める品名のものについて、優遇措置として自弁のものの使用を許すほか、外部通勤作業を行わせる場合を除く（法第九十六条第一項の規定による作業をいう。以下同じ。）を行わせる場合において適当と認めるときに限り、自弁のものの使用を許すことができるものとする。
第十四条 被収容者には、室内装飾品は、法第八十九条の規定による優遇措置（以下「優遇措置」という。）として貸与するほか、その者の処遇上特に適当と認める場合に限り、貸与することができるものとする。	2 受刑者の余暇時間帯における教育的活動に対する費用については、刑事施設の長がその活動の内容に照らして相当と認めるとときは、その全額又は一部を国庫の負担とする。	3 受刑者には、法第四十一条第一項第二号及び第六号に掲げる物品は、法務大臣が定める品名のものについて、優遇措置として自弁のものの使用を許すほか、その者の処遇上適当と認める場合に限り、自弁のものの使用を許すことができるものとする。
（受刑者の自弁の物品の使用等）	（室内装飾品の貸与等）	4 受刑者には、法第四十一条第三号に掲げる物品は、サンダル、座布団及び余暇時間帯における娛樂的活動に用いる物品（法務大臣が定める品名のものに限る。）について、優遇措置として自弁のものの使用を許すほか、次に掲げる物品（法務大臣が定める品名のものに限る。）について、自弁のものの使用を許すことができるものとする。
3 前二項に定めるもののほか、法第四十条第二項の規定により被収容者に貸与し、又は支給する物品の品名及びその貸与又は支給の基準は、法務大臣が定める。	5 受刑者には、法第四十一条第一項第五号に掲げる物品は、サンダル、座布団及び余暇時間帯における娛樂的活動に用いる物品（法務大臣が定める品名のものに限る。）について、優遇措置として自弁のものの使用を許すほか、次に掲げる物品（法務大臣が定める品名のものに限る。）について、自弁のものの使用を許すことができるものとする。	5 受刑者には、法第四十一条第一項第五号に掲げる物品は、サンダル、座布団及び余暇時間帯における娛樂的活動に用いる物品（法務大臣が定める品名のものに限る。）について、優遇措置として自弁のものの使用を許すほか、その者の処遇上適当と認める場合に限り、自弁のものの使用を許すことができるものとする。

第六章 受刑者の自弁の物品の使用等	（受刑者の自弁の物品の使用等）	6 受刑者には、法第四十一条第一項各号に掲げる物品についての自弁のものの使用及び摂取は、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合並びに法務大臣が定める。
第十五条 受刑者には、法第四十一条第一項各号に掲げる物品（法第四十二条第一項各号に掲げる物品を除く。以下この条及び次条において同じ。）について、この条の定めるところにより、同法第五十一条の規定による被収容者に対する金品の交付及び被収容者による自弁物	（室内装飾品の貸与等）	7 前各項に定めるもののほか、法第四十一条第一項の規定により受刑者に自弁の物品の使用又は摂取を許すことができるものとする。
（受刑者の自弁の物品の使用等）	（室内装飾品の貸与等）	2 受刑者には、法第四十一条第一項第一号に掲げる物品は、下着（法務大臣が定める品名のものに限る。）及び靴下について、自弁のものの使用を許し、寝衣について、優遇措置として自弁のものの使用を許すものとするほか、それ以外の物品については、護送する場合及び外部通勤作業（法第九十六条第一項の規定による作業をいう。以下同じ。）を行わせる場合において、この条の定めるところにより、必要な数量の摂取を許す基準は、法第四十一条第一項の規定により受刑者に自弁の物品の使用又は摂取を許す基準は、法務大臣が定める。
（受刑者の自弁の物品の使用等）	（室内装飾品の貸与等）	3 受刑者以外の被収容者には、法第四十一条第一項第三号に掲げる物品は、たばこ以外の物品（法務大臣が定める品名のものについて、自弁のものの使用を許すものとする。）について、自弁のものの使用又は摂取を許すものとする。
（受刑者の自弁の物品の使用等）	（室内装飾品の貸与等）	4 受刑者以外の被収容者には、法第四十一条第一項第五号に掲げる物品は、次に掲げる物品（法務大臣が定める品名のものに限る。）について、自弁のものの使用又は摂取を許すものとする。

第七章 金品の取扱い	（差入れの申出書の提出等）	5 受刑者には、法第四十一条第一項第五号に規定する法務省令で定める物品は、次に掲げる物品（法第四十二条第一項第五号に規定する法務省令で定める物品）についての自弁のものの使用及び摂取は、刑事施設の長は、被収容者に金品を交付しようとする者に対し、次に掲げる事項について
第十八条 刑事施設の長は、被収容者に金品を交付しようとする者に對し、次に掲げる事項について	（差入れ等に関する制限）	6 受刑者には、法第四十一条第一項各号に掲げる物品についての自弁のものの使用及び摂取は、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合並びに法務大臣が定める。
（受刑者の自弁の物品の使用等）	（室内装飾品の貸与等）	7 前各項に定めるもののほか、法第四十一条第一項の規定により受刑者に自弁の物品の使用又は摂取を許す基準は、法務大臣が定める。
（受刑者の自弁の物品の使用等）	（室内装飾品の貸与等）	2 受刑者には、法第四十一条第一項第一号に掲げる物品は、下着（法務大臣が定める品名のものに限る。）及び靴下について、自弁のものの使用を許し、寝衣について、優遇措置として自弁のものの使用を許すものとするほか、それ以外の物品については、護送する場合及び外部通勤作業（法第九十六条第一項の規定による作業をいう。以下同じ。）を行わせる場合において、この条の定めるところにより、必要な数量の摂取を許す基準は、法第四十一条第一項の規定により受刑者に自弁の物品の使用又は摂取を許す基準は、法務大臣が定める。
（受刑者の自弁の物品の使用等）	（室内装飾品の貸与等）	3 受刑者以外の被収容者には、法第四十一条第一項第三号に掲げる物品は、たばこ以外の物品（法務大臣が定める品名のものについて、自弁のものの使用を許すものとする。）について、自弁のものの使用又は摂取を許すものとする。
（受刑者の自弁の物品の使用等）	（室内装飾品の貸与等）	4 受刑者以外の被収容者には、法第四十一条第一項第五号に掲げる物品は、次に掲げる物品（法務大臣が定める品名のものに限る。）について、自弁のものの使用又は摂取を許すものとする。
（受刑者の自弁の物品の使用等）	（室内装飾品の貸与等）	5 受刑者には、法第四十一条第一項各号に掲げる物品についての自弁のものの使用及び摂取は、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合並びに法務大臣が定める。

いて、これを記載した申出書の提出を求め、又は質問することができる。

一 氏名、生年月日、住所、電話番号及び職業

二 交付の相手方である被収容者の氏名及びそ

の者との関係

三 交付しようとする現金の額又は物品の品名及び数量

四 刑事施設の長は、前項に規定する者に対し、同一の規定第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

五 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

六 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

七 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

八 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

九 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

十 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

十一 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

十二 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

十三 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

十四 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

十五 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

十六 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

十七 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

十八 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

十九 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

二十 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

二十一 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

二十二 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

二十三 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

二十四 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

二十五 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

二十六 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

二十七 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

二十八 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

二十九 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

三十 同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する

品等の購入についての制限は、次に掲げる制限をすることにより行うことができるものとする。

一次のイ又はロに掲げる事項についての制限

イ 被収容者に対する金品の交付の申出及び被収容者による自弁物品等の購入の申請の

ロ 一人の者が一定の期間内に一人の被収容者に交付する物品の種類ごとの数量及び被

収容者が一定の期間内に購入する自弁物品等の種類ごとの数量

二 被収容者に交付しようとする物品又は被收

容者が購入しようとする自弁物品等であつて、刑事施設の長が定める種類のものについ

て、刑事施設の長が指定する事業者から購入するものに制限すること。

(法第五十五条第一項に規定する法務省令で定める遺族その他の者)

第二十二条 法第五十五条第一項に規定する法務省令で定める遺族その他の者は、次に掲げる者とする。

一 被収容者が指定した者（一人に限る。）

二 被収容者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三 被収容者がその国籍を有する外国の大天使、公使、領事官その他領事任務を遂行する者（死亡者の遺留物の引渡し）

第二十三条 死亡した被収容者の遺留物（刑事施設に遺留した金品をいう。以下同じ。）は、前各号に掲げる者のうち、最初にその引渡しを申請した者に引き渡すものとする。ただし、第九十二条第一項各号に掲げる順序に従いその者より先順位の者に対し法第七十六条の規定による通知を行った場合（その者がその遺留物の交付を申請しない旨の意思表示をしたときを除く。）において、相当の期間内に、その者からその引渡しの申請があったときは、その遺留物は、その者に引き渡す。

第二十四条 法第五十七条に規定する法務省令で定める日は、次に掲げる日とする。

(法第五十七条に規定する法務省令で定める日等)
一 第十九条第二項第二号から第四号までに掲げる日
二 保健康衛生及び医療
三 法第五十七条に規定する法務省令で定める日

二 三十分以上矯正処遇として運動を行う日である。刑事施設の長が、一週間につき三日在の範囲内で定める日

二 被収容者には、一日に三十分以上、かつ、できる限り長時間、運動の機会を与えるものとする。

(入浴の回数等)

二 被収容者には、収容の開始後速やかに、及び一週間に二回以上（閉居罰（法第五百五十二条第一項第六号の懲罰をいう。以下同じ。）を科されている者については、一週間に一回以上）、入浴を行わせる。

(受刑者の調髪及びひげそりの回数等)

二 女子の被収容者の入浴の立会いは、女子の職員が行わなければならない。

(受刑者の調髪及びひげそりの回数等)

二 男子の受刑者には、刑の執行開始後速やかに、及びおおむね一月に一回、調髪を行わせる。

(受刑者の調髪及びひげそりの回数等)

二 男子の受刑者には、刑の執行開始後速やかに、及び一週間に二回以上（閉居罰を科された者については、一週間に一回以上）、ひげそりを行わせる。

(受刑者の調髪及びひげそりの回数等)

二 女子の受刑者には、必要があるときに、調髪及び顔そりを行わせる。

(受刑者の調髪及びひげそりの回数等)

二 男子の受刑者には、刑の執行開始後速やかに、及び一週間に二回以上（閉居罰を科された者については、一週間に一回以上）、ひげそりを行わせる。

(受刑者の調髪及びひげそりの回数等)

二 女子の受刑者には、必要があるときに、調髪及び顔そりを行わせる。

(受刑者の調髪及びひげそりの回数等)

二 前三項の規定にかかわらず、受刑者が調髪又はひげそりを行わないことを希望する場合において、その宗教、その者が国籍を有する国における風俗習慣、放の時期その他の事情を考慮して相当と認めるときは、調髪又はひげそりを行わせないものとする。

(死亡者の遺留物の引渡し)

第二十五条 被収容者には、収容の開始後速やかに、及び一週間に二回以上（閉居罰（法第五百五十二条第一項第六号の懲罰をいう。以下同じ。）を科されている者については、一週間に一回以上）、入浴を行わせる。

(受刑者の調髪及びひげそりの回数等)

二 女子の被収容者の入浴の立会いは、女子の職員が行わなければならない。

(受刑者の調髪及びひげそりの回数等)

二 男子の受刑者には、刑の執行開始後速やかに、及び一週間に二回以上（閉居罰を科された者については、一週間に一回以上）、ひげそりを行わせる。

(受刑者の調髪及びひげそりの回数等)

二 女子の受刑者には、必要があるときに、調髪及び顔そりを行わせる。

(受刑者の調髪及びひげそりの回数等)

二 男子の受刑者には、刑の執行開始後速やかに、及び一週間に二回以上（閉居罰を科された者については、一週間に一回以上）、ひげそりを行わせる。

(受刑者の調髪及びひげそりの回数等)

二 女子の受刑者には、必要があるときに、調髪及び顔そりを行わせる。

(受刑者の調髪及びひげそりの回数等)

二 前三項の規定にかかわらず、受刑者が調髪又はひげそりを行わないことを希望する場合において、その宗教、その者が国籍を有する国における風俗習慣、放の時期その他の事情を考慮して相当と認めるときは、調髪又はひげそりを行わせないものとする。

(死亡者の遺留物の引渡し)

第二十六条 男子の受刑者には、刑の執行開始後速やかに、及びおおむね一月に一回、調髪を行わせる。

(受刑者の調髪及びひげそりの回数等)

二 女子の被収容者の入浴の立会いは、女子の職員が行わなければならない。

(受刑者の調髪及びひげそりの回数等)

二 男子の受刑者には、刑の執行開始後速やかに、及び一週間に二回以上（閉居罰を科された者については、一週間に一回以上）、ひげそりを行わせる。

(受刑者の調髪及びひげそりの回数等)

五 受刑者以外の被収容者の行う調髪（自弁により行うものを除く。）の髪型の基準は、法務大臣が定める。

(調髪及びひげそりの方法の基準)

二 被収容者の行う調髪、ひげそり及び顔そりの方法の基準は、法務大臣が定める。

(健康診断の事項)

二 既往歴、生活歴及び家族の病歴の調査

二 自覚症状及び他覚症状の検査

三 身長及び体重の測定並びに視力及び聴力の検査

三 身長及び体重の測定並びに視力及び聴力の基準に従い必要でないと認めるときは、健康診断を省略することができる。

一 既往歴、生活歴及び家族の病歴の調査

一 健康診断は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、第一号、第三号（体重の測定を除く。）及び第五号から第十一号までに掲げる事項については、医師が法務大臣が定める基準に従い必要でないと認めるときは、健康診断を省略することができる。

一 健康診断は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、第一号、第三号（体重の測定を除く。）及び第五号から第十一号までに掲げる事項については、医務大臣が定める基準に従い必要でないと認めるときは、健康診断を省略することができる。

二 既往歴、生活歴及び家族の病歴の調査

四 被収容者と診療のため必要な範囲を明らかに逸脱した会話をしてはならないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要な事項

(法第六十四条に規定する法務省令で定める措置)

一 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類その他の物品についての消毒、廃棄その他病原体の繁殖及び飛散を防止する措置

二 作業を行わせないこと。

三 入浴又は調髪を行わせないこと。

(一般用医薬品の自弁)

二 被収容者に對し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五条）第四条第五項第四号に規定する一般用医薬品（法務大臣が定める品名のものに限る。）

一 であって、被収容者の健康状態に照らして、使用することが必要となる可能性があり、かつ、使用することがその健康を害するおそれが少ないものについて、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、必要な数量の範囲内で、自弁のものを使用するために保管することを許すものとする。

二 医薬品は、必要があるときにその使用を妨げることにならない限りにおいて、刑事施設の長が指定する居室内又は居室外の棚、容器その他の保管設備に保管させるものとする。

二 被収容者が前項の規定により保管する一般用医薬品は、必要があるときにその使用を不當に行なうことを許すものとする。

一 一週間に二回以上（閉居罰を科された者については、一週間に一回以上）ひげそりを行なうことを許すものとする。

一 一ヶ月に一回以上、顔そりを行うことを許すものとする。

(新聞紙に関する制限)

第三十四条 法第七十七条の規定による被収容者が取得することができる新規紙の範囲の制限は、時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙について、刑事施設の長が指定する二紙以上の新聞紙のうち、被収容者が選択する一紙以上の新聞紙に制限することにより行うことができるものとする。時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙以外の日刊新聞紙についても、同様とする。

法第七十七条の規定による被収容者が取得することができる新規紙について、刑事施設の長が指定する事業者からの一月以上の継続的な購入に制限することにより行うことができるものとする。

第九章 規律及び秩序の維持

(法第七十六条第一項に規定する法務省令で定められたことができる新規紙について、刑事施設の長が指定する事業者からの一月以上の継続的な購入に制限することにより行うことができるものとする。

第十章 警備用具

第三十五条 法第七十六条第一項に規定する法務省令で定める場合は、第十一条各号に掲げる場合と同様とする。

(警備用具) 法第七十七条第一項又は第二項の措置に必要な警備用具は、次に掲げるものとする。

一 警棒

二 警じよう

三 さすまた

四 矛

五 催涙弾及び着色弾並びにこれらの発射機

六 催涙スプレー

(捕縄及び手錠の使用方法)

第三十七条 被収容者を護送する場合に使用することができる手錠は、被収容者が法第七十八条第一項各号のいずれかの行為をするおそれがある場合を除き、別表第一に定める第一種の手錠とする。

2 被収容者に捕縄を使用する場合には、血液の循環を著しく妨げることとなるよう留意しなければならない。

(捕縄 手錠及び拘束衣の制式) 第三十八条 捕縄 手錠及び拘束衣の制式は、別表第一のとおりとする。

(保護室の構造及び設備の基準) 第三十九条 保護室の構造及び設備の基準は、次のとおりとする。収容された者の身体を傷つけにくい構造及び設備を有すること。

二 損壊し、又は汚損しにくい構造及び設備を有すること。

三 防音上有効な構造及び設備を有すること。

四 室内の視察に支障がない構造及び設備を有すること。

五 適当な換気、採光、照明、保温、防湿及び排水のための構造及び設備を有すること。

(法第八十条第一項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 被収容者が法第八十条第二項各号のいずれかに該当することとなり、又は被収容者以外の者が同条第三項各号のいずれかに該当することとなるおそれがある場合において、刑事施設の長が小型武器を携帯することを命じたとき。

二 前号に規定する場合において、小型武器を携帯することについて、刑事施設の長の命令を待ついとまがないとき。

三 刑事施設の長の命令により、小型武器の使用の訓練又は点検、整備若しくは運搬を行う場合

(捕縄の使用等の報告) 第四十二条 刑務官は、次に掲げる場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。

一 被収容者が法第七十八条第一項各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。

二 前条第一号に掲げる場合において、小型武器を携帯したとき。

三 武器を使用したとき。

(応急の用務に就いて死亡等した被収容者に対する手当金) 第四十三条 刑務官は、次に掲げる場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。

一 前条第一号に掲げる場合において、小型武器を携帯したとき。

二 前条第一号に掲げる場合において、小型武器を携帯したとき。

三 武器を使用したとき。

(被収容者を護送する場合における手当金) 第四十四条 刑務官は、次に掲げる場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。

一 前条第一号に掲げる場合において、小型武器を携帯したとき。

二 前条第一号に掲げる場合において、小型武器を携帯したとき。

三 武器を使用したとき。

(被収容者を護送する場合における手当金) 第四十五条 刑務官は、次に掲げる場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。

一 前条第一号に掲げる場合において、小型武器を携帯したとき。

二 前条第一号に掲げる場合において、小型武器を携帯したとき。

三 武器を使用したとき。

2 刑事施設の長は、前項の規定にかかるわらは、開始時指導の進展状況、受刑者の年齢、執刑すべき刑期、刑事施設への収容歴その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、開始時指導を行いう期間を延長し、又は短縮することができる。

(法第八十五条第一項第二号に規定する法務省令で定める期間)

3 刑事施設の長は、前項の規定にかかるわらは、開始時指導の進展状況、受刑者の年齢、執刑すべき刑期、刑事施設への収容歴その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、開始時指導を行いう期間を延長し、又は短縮することができる。

2 刑事施設の長は、前項の規定にかかるわらは、開始時指導の進展状況、受刑者の年齢、執刑すべき刑期、刑事施設への収容歴その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、開始時指導を行いう期間を延長し、又は短縮することができる。

(法第八十五条第一項第二号に規定する法務省令で定める期間)

3 刑事施設の長は、前項の規定にかかるわらは、開始時指導の進展状況、受刑者の年齢、執刑すべき刑期、刑事施設への収容歴その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、開始時指導を行いう期間を延長し、又は短縮することができる。

百八十二条まで、第二百二十五条（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条の二第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十八条（同法第二百二十五条、第二百二十六条の二第三項又は第二百二十七条第三項に係る部分に限る。）、第二百二十七条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同法第二百四十四条第三項に係る部分に限る。）の罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足があること。

二百四十二条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同法第二百四十四条第三項に係る部分に限る。）の罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足があること。

三 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百六条第一項、第一百七条第一項若しくは第二項、第一百七条の二第一項（第一号、第二号に係る部分に限る。）、第一百七条の二の二第一項（第一号、第三号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第一百七条の三、第一百七条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）、第一百七条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）、第一百十八条规定第一項（第一号及び第四号から第六号までに係る部分に限る。）、第二項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第三項若しくは第一百十九条第一項（第一号から第六号まで、第十号、第十二号及び第十四号から第二十号まで（第一号、第二号及び第十八号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号から第三号まで（第二号及び第三号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。

四 職場における人間関係に適応するのに必要な心構え及び行動様式が身に付いていないこと。（被害者等の心情等の伝達の方法等）

第五条の二 法第百三条第四項の規定による心構え等の伝達は、刑事施設の職員により、口頭で行うものとする。

二 刑事施設の長は、法第百三条第四項の申出をした被害者等に対し、その心情等を受刑者に伝達したときはその旨及び伝達した日を、同項た

だし書の規定により心情等の伝達をしないこととしたときはその旨を通知するものとする。

（法第百六条の一第一項に規定する法務省令で定める事由）

第六十五条 法第百六条の二第一項に規定する法務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 法第八十八条规定により開放的施設において処遇を受けていること。

二 第一種の制限区分に指定されていること。

三 仮釈放を許す決定がされていること。

（位置把握装置の携帯又は装着）

第六十五条の二 刑事施設の長は、法第百六条の二第一項の規定により外出又は外泊を許す場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の規定による外出又は外泊（以下この

条において「外出等」という。）をする受刑者が位置把握装置を携帯し、又は装着することを条件とすることができる。

一 外出等をしている間の位置を隨時把握することができる状態に置く措置を執る必要があるは、同項の規定による外出又は外泊（以下この

条において「外出等」という。）をする受刑者が位置把握装置を携帯し、又は装着することを条件とすることができる。

二 位置把握装置を携帯し、又は装着することが、外出等の目的を妨げないこと。

第十一章 外部交通

（面会の相手方の届出）

第六十六条 刑事施設の長は、受刑者及び死刑確定者に対し、面会の申出をすることが予想される者について、次に掲げる事項を届け出よう求めることができる。

一 氏名、生年月日、住所及び職業

二 自己との関係

三 予想される面会の目的

四 その他の刑事施設の長が必要と認める事項

二 刑事施設の長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、受刑者及び死刑確定者に対し、同項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

（面会の申出書の提出）

第六十七条 刑事施設の長は、被収容者との面会の申出をする者に対し、次の各号（受刑者及び死刑確定者以外の被収容者との面会の場合において、第一号及び第二号に限る。）に掲げる事項を記載した申出書の提出を求めることができる。

一 氏名、生年月日、住所及び職業

（面会の申出書の提出）

第六十八条 刑事施設の長は、被収容者との面会の申出があつたときは、被収容者に対して、その申出をした者の氏名及び被収容者との関係について質問することができる。

（面会の相手方の人数の制限）

第六十九条 法第百二十四条第一項（法第百八十五条（法第百二十三条规定により準用する場合を含む。）、第一百九条、第二百二十二条及び第二百二十三条において準用する場合を含む。）第七十条（法第百二十三条规定により準用する場合を含む。）、第二百二十二条及び第二百二十三条において準用する場合を含む。）の規定により被収容者の面会の時間帯について制限をするときは、その時間は、一日につき六時間（第十九条第二項第一号及び第二号に掲げる日を面会日として定めるときは、四時間）を下回ってはならない。

（面会の相手方の確認）

第六十八条 刑事施設の長は、被収容者との面会の申出があつたときは、被収容者に対する申出をした者の氏名及び被収容者との関係について質問することができる。

（面会の相手方の人数の制限）

第六十九条 法第百二十四条第一項（法第百八十五条（法第百二十三条规定により準用する場合を含む。）、第一百九条、第二百二十二条及び第二百二十三条において準用する場合を含む。）第七十条（法第百二十三条规定により準用する場合を含む。）、第二百二十二条及び第二百二十三条において準用する場合を含む。）の規定により被収容者の面会の時間帯について制限をするときは、その時間は、一日につき六時間（第十九条第二項第一号及び第二号に掲げる日を面会日として定めるときは、四時間）を下回ってはならない。

（面会の時間帯の制限）

第七十二条 法第百二十四条第一項の規定により被収容者の面会の時間帯について制限をするときは、その時間は、一日につき六時間（第十九条第二項第一号及び第二号に掲げる日を面会日として定めるときは、四時間）を下回ってはならない。

（面会の時間の制限）

第七十三条 法第百二十四条第一項の規定により被収容者の面会の時間について制限をするときは、その時間は、三十分を下回ってはならない。ただし、面会の申出の状況、面会の場所として指定する室の数その他の事情に照らしてやむを得ないと認めるときは、五分を下回らない範囲内で、三十分を下回る時間に制限することができる。

（面会の回数の制限）

第七十四条 法第百二十四条第一項（法第百二十二条及び第二百二十三条において準用する場合を含む。）の規定による被告人又は被疑者である被収容者であつて未決拘禁者としての地位を有しないものの面会の回数についての制限は、弁護人等以外の者との面会の回数について行うことができるものとする。

（面会の回数の制限）

第七十五条 刑事施設の長は、被収容者の面会の相手方（弁護人等を除く。）が遵守すべき次に掲げる事項を具体的に明らかにして刑事施設内においては、第一号に掲げる場合に限る。）において、刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがないときは、この限りでない。

一 被収容者が病室に収容されている場合その他の法務大臣が定める場合

二 親族と面会する場合その他の仕切り室以外の場所で面会することを適當とする事情がある場合

（面会の回数の制限）

第七十六条 法第百二十四条第一項（法第百二十二条及び第二百二十三条において準用する場合を含む。）の規定による被告人又は被疑者である被収容者であつて未決拘禁者としての地位を有しないものの面会の回数についての制限は、弁護人等以外の者との面会の回数について行うこと

ができるものとする。

（面会の回数の制限）

第七十七条 刑事施設の長は、被収容者の面会の相手方（弁護人等を除く。）が遵守すべき次に掲げる事項を具体的に明らかにして刑事施設内においては、第一号に掲げる場合に限る。）において準用する場合を含む。）に該当する行為をしてはならないこと。

一 法第百二十三条第一項第一号イ又はロ（これら

の規定を法第百二十二条、第二十二条、第二百二十二条及び第二百二十三条において準用する場合を含む。）に該当する行

為をしてはならないこと。

二 法第百二十三条第一項第一号イ又はロ（これ

らの規定を法第百二十二条、第二十二条、第二百二十二条及び第二百二十三条において準用する場合を含む。）に該当する行

為をしてはならないこと。

三 これらの規定を法第百二十二条、第二十二条、第二百二十二条及び第二百二十三条において準用する場合を含む。）に該当する行

為をしてはならないこと。

四 これらの規定を法第百二十二条、第二十二条、第二百二十二条及び第二百二十三条において準用する場合を含む。）に該当する行

為をしてはならないこと。

五 これらの規定を法第百二十二条、第二十二条、第二百二十二条及び第二百二十三条において準用する場合を含む。）に該当する行

為をしてはならないこと。

六 これらの規定を法第百二十二条、第二十二条、第二百二十二条及び第二百二十三条において準用する場合を含む。）に該当する行

為をしてはならないこと。

七 これらの規定を法第百二十二条、第二十二条、第二百二十二条及び第二百二十三条において準用する場合を含む。）に該当する行

為をしてはならないこと。

八 これらの規定を法第百二十二条、第二十二条、第二百二十二条及び第二百二十三条において準用する場合を含む。）に該当する行

為をしてはならないこと。

九 これらの規定を法第百二十二条、第二十二条、第二百二十二条及び第二百二十三条において準用する場合を含む。）に該当する行

為をしてはならないこと。

- 2 刑事施設の長は、閉居罰を科されている被収容者に運動の機会を与える日数は、一週間につき一日を下回つてはならない。

(運動の機会の付与)

第八十七条 閉居罰を科されている被収容者に運動の機会を与える日数は、一週間につき一日を下回つてはならない。

(反則行為をした疑いがある受刑者の隔離)

第八十八条 法第百五十四条第四項の規定による隔離は、受刑者がした疑いが現に存する反則行為が二以上ある場合であつても、一回に限り、それらの反則行為に係る調査を並行して行うことが困難であるときは、この限りでない。

(法第百五十四条第四項に規定する法務省令で定める場合)

第八十九条 法第百五十四条第四項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

 - 一 第十一条第一号及び第二号に掲げる場合
 - 二 反則行為についての取調べの場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、居室において行うことが困難な処遇を行う場合

(弁解の方法)

第九十条 法第百五十五条の規定による弁解は、これを聴取する職員の面前に出頭し、口頭で行うものとする。ただし、被収容者は、職員の面前に頭を立てて口頭で行うことにして、弁解を記載した書面を提出し、又は被収容者を補佐する職員が弁解を録取する方法により弁解を行うことができる。

(死亡の通知)

第九十一条 刑事施設の長は、受刑者について、刑の執行を停止すべき事由があると思料するときは、検察官に対し、その旨を通報するものとする。

(刑の執行停止事由の通報)

第九十二条 法第百七十六条の規定による通知は、次に掲げる順序に従い、先順位にある一人の者に対して行うものとする。ただし、交付すべき遺留物、支給すべき作業報奨金に相当する金額若しくは死亡手当金又は発送禁止信書等がある場合において、通知を受けた者がその交付又は支給を申請しない旨の意思を表示したときは、同順序に従い、その者と同順位又は下位の

順位にある他の者のうち、先順位にある一人の者に対しても行うものとする。

する。この場合において、第五十五条第一項中「物品（法第四十二条第一項各号に掲げる物品を除く。以下この条及び次条において同じ。）

うべき場合を除き、この規則の施行後速やかに、法第六十一条第二項に規定する処遇要領を定めるものとする。

うべき場合を除き、この規則の施行後速やかに、法第六十一条第二項に規定する処遇要領を定めるものとする。

それ、第一類、第二類、第三類又は第四類の優遇区分に指定されている受刑者とみなして、法及びこの規則の規定の範囲内で、第十四条に定めるところによる処遇を行うものとする。ただし、第二類の経過処遇区分に指定されている受刑者には、第四十六条第二項各号に掲げる処遇を行うほか、寝衣について、自弁のものの使用を許し、第四類の経過処遇区分に指定されている受刑者には、第十六条第四項各号に掲げる処遇を行うほか、法第十八条の規定により、嗜好品について、二月に一回以上、自弁のものの摂取を許すものとする。

(平成十九年四月一日以後最初に優遇区分を指定するまでの間の優遇措置に関する特例)

第六条 この規則の施行の際現に刑事施設に収容されている受刑者については、平成十九年四月一日以後最初に優遇区分を指定するまでの間は、平成十八年六月から同年九月までの期間を評価期間とみなして、第四十五条及び第四十六条の規定を適用する。この場合において、第四十五条中「六月」とあるのは、「四月」とする。

前条第四号の規定により経過処遇区分の指定を変更された場合には、前項の規定により評価期間とみなされる期間に係る優遇区分の指定を行なうに当たっては、その反則行為をしなかつたものとして、受刑態度を評価しなければならない。

(信書の発受の方法の制限に関する経過措置)

第七条 道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号)第三条の規定の施行の日(平成十八年六月一日)の前日までの間ににおける第五十八条第三号の規定の適用については、同号中「第一号から第四号まで」とあるのは、「第一号から第三号まで」とする。

(信書の発受の方法の制限に関する経過措置)

第八条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)の施行の日(平成十九年十月一日)の前日までの間ににおける第八十条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第四十四条」とあるのは、「第五十七条第一項」とする。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に支給事由が生じた刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第五十号)第七十九条第一項又は第二項(これらの規定を同法第五十九条第一項二項において準用する場合を含む。)の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成一九年五月二五日法務省令第三五号抄)

(施行期日)

第一条 この省令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十八号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(収容開始時の告知に関する特例)

第二条 この省令による改正後の刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(以下「新規則」という。)第九条の規定は、改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される改正法による改正後の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号。以下「新法」という。)第三十三条第一項前段及び第二項の規定による告知並びに改正法附則第十二条において準用する改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二百八十九条第一項において準用する新法第十三条第一項前段及び第二項の規定による告知について準用する。

(一般用医薬品の自弁に関する経過措置)

第三条 薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)の施行の日の前日までの間における新規則第三十二条第一項の規定の適用については、同項中「薬事法(昭和三十五年法律第一百四十五号)第二十五条第一号に規定する一般用医薬品」とあるのは「医療用医薬品として厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品」とし、同項第二項中「一般用医薬品」とあるのは「医薬品」とする。

(囚人及刑事被告人押送細則等の廃止)

第四条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 囚人及刑事被告人押送細則(明治三十年内務省令第三十七号)

二 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ關スル法律施行規則(明治四十一年司法省令第十八号)

三 被収容者等の領置物の管理に関する規則(平成九年法務省令第三十八号)

四 被収容者に係る物品の給与、貸与、自弁等に関する規則（平成十四年法務省令第四十九号）

附 則 平成一九年八月二十四日法務省令第
四〇号

（施行期日）

この省令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）の施行の日から施行する。

附 則 平成二〇年三月三一日法務省令第
一五号

（施行期日）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

この省令の施行の日前に支給事由が生じた判事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第一百条第一項又は第二項（これらの規定を同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、なお従前の例による。

附 則 平成二〇年五月三〇日法務省令第
四〇号

（施行期日）

この省令は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の施行の日（平成二十年六月一日）から施行する。

附 則 平成二一年三月三一日法務省令第
一三号

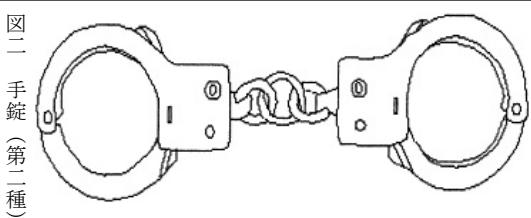
（経過措置）

この省令の施行の日前に支給事由が生じた判事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第一百条第一項又は第二項（これらの規定を同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、なお従前の例による。

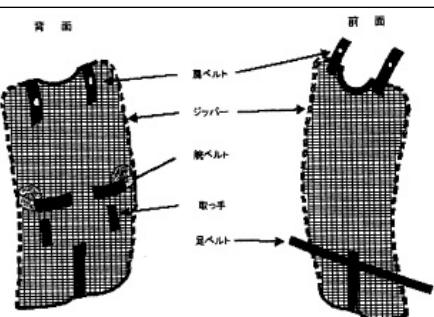
附 則 平成二一年六月四日法務省令第
三〇号

（施行期日）

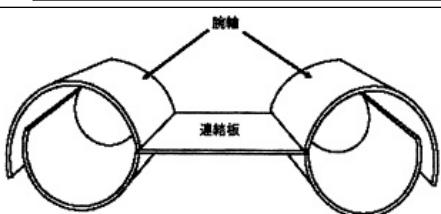
に設けたジッパーで連結する。肩ベルトの施錠装置は、鉄製である。前面のネットに着脱できる足又はこれと同様の強度のものとする。前面のネットにその一端を固定し、背面のネットにその他端を接着できる肩ベルト二個を設ける。各肩ベルトに、それぞれ施錠装置一個を設ける。形状は、図三のとおりとする。



図一 手錠（第一種）

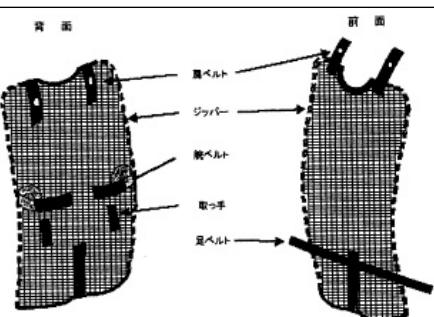


図二 手錠（第二種）



図三 拘束衣

級一 第一等 ○四 三 一	級等倍 別表第二（第六十二条関係）
一両眼が失明したもの 二咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五両上肢をひじ関節以上で失ったもの 六両下肢をひざ関節以上で失ったもの 八両下肢の用を全廃したもの 九両下肢の用を全く失ったもの	



図四 拘束衣

級六 第 ○七 六	級五 第 ○九 七	級四 第 ○二 九	級三 第 ○五 〇	級二 第 ○九 一
一一眼が失明し、他眼の視力が○・一以下になったもの 二咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五両上肢をひじ関節以上で失ったもの 六両下肢をひざ関節以上で失ったもの 八両下肢の用を全廃したもの 九両下肢の用を全く失ったもの	一一眼が失明し、他眼の視力が○・一以下になったもの 二咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 四上肢を手関節以上で失ったもの 五下肢をひじ関節以上で失つたもの 六両手の手指の全部の用を廃したものの 七両足をリストフラン関節以上で失ったもの	一一眼が失明し、他眼の視力が○・一以下になったもの 二咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すことができるもの 三胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 四神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 五両上肢をひじ関節以上で失つたもの 六両下肢をひざ関節以上で失つたもの 七両手の手指の全部の用を廃したものの 八両足をリストフラン関節以上で失つたもの	一一眼が失明し、他眼の視力が○・一以下になったもの 二咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、両手の手指の全部を失つたもの 四胸腹部臓器の機能に著しい障害を残すことができるもの 五両上肢を手関節以上で失つたもの 六両下肢をひざ関節以上で失つたもの 七両手の手指の全部を失つたもの 八両足をリストフラン関節以上で失つたもの	一一眼が失明し、他眼の視力が○・一以下になったもの 二両眼の視力が○・〇二以下になったもの 三神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 四胸腹部臓器の機能に著しい障害を残すことができるもの 五脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 六両下肢の三大関節中の二関節の用を廃したるもの 七両下肢の三大関節中の二関節の用を廃したるもの 八両手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの 九両手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの

級八 第 ○五 四	級七 第 ○六 五
一両眼の視力が○・一以下になったもの 二咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三脊柱に運動障害を残すもの 四両手の母指を含み二の手指を失つたもの 五両手の母指を含み二の手指を失つたもの	一両耳の聴力を耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 二両耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 三両耳の聴力を耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 四両耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 五両耳の聴力を耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 六両耳の聴力を四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 七両耳の聴力を耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 八両耳の聴力を四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 九両耳の聴力を耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 十両耳の聴力を耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 十一両足の足指の全部の用を廃したものの残すもの 十二外貌に著しい醜状を残すもの 十三両側の睾丸を失つたもの

級	二十第一	級	一十第一	級	十第一
○四一	一両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解する事が困難である程度になつたもの	○二	六 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解する事ができない程度になつたもの	○七二	一 一眼の視力が○・一以下になつたもの
	七 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの	○二	七 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの		二 正面視で複視を残すもの
	八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの	○二	八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの		三 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
	九 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの	○二	九 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの		四 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
	十 胸腹部臓器の機能に障害を残し労務遂行に相当な程度の支障があるもの	○二	十 胸腹部臓器の機能に障害を残し労務遂行に相当な程度の支障があるもの		五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解する事が困難である程度になつたもの
	十一 運動障害を残すもの	○二	十一 一眼の視力に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの		六 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解する事ができない程度になつたもの
	十二 一眼のまぶたに著しい変形を残すもの	○二	十二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの		七 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの
	八 一手の示指 中指又は環指を失つたもの	○二	八 一手の示指 中指又は環指を失つたもの		八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの
	九 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの	○二	九 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの		九 一耳の耳殻の大部を欠損したもの
	十 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの	○二	十 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの		一耳の耳殻の大部を欠損したもの

級四十第一〇五	級三十第一〇九
一 上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの	八 長管骨に変形を残すもの
二 下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの	九 一手の小指を失つたもの
三 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの	十 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの
四 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	十一 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの
五 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	六 三歯以上に對し歯科補綴を加えたものの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの又は胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの	七 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの	八 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまづげはげを残すもの
八 一手の母指の指骨の一部を失つたもの	九 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
九 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの	十 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまづげはげを残すもの
十 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまづげはげを残すもの	十一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまづげはげを残すもの
一一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまづげはげを残すもの	一二 正面視以外で複視を残すもの
一二 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまづげはげを残すもの	一三 局部に頑固な神經症状を残すもの
一三 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまづげはげを残すもの	一四 外貌に醜状を残すもの

八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの